

福井県手話言語条例（仮称）に対するパブリックコメントの実施について

現在、福井県議会議員提出条例検討会議において、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本事項等を定める「手話言語条例（仮称）」の検討を行っています。

このたび、その骨子案がまとまりましたので、下記のとおりパブリックコメントを実施します。

なお、このパブリックコメントは、「県民パブリックコメント制度実施要綱」に基づくものではありません。

記

1 実施期間

平成29年11月8日（水）～11月21日（火）必着

2 資料の入手方法

(1) 県議会ホームページからのダウンロード

<http://info.pref.fukui.lg.jp/gikai/pubcom/index.html>

(2) 下記での縦覧

- ・ 県議会図書室（県議会1階）
- ・ 県政情報センター（県庁1階）
- ・ 地区県政情報コーナー（県合同庁舎内）
- ・ 県聴覚障がい者センター

3 ご意見の送付先

〒910-8580 福井県議会事務局議事調査課 （※住所記入不要）

FAX：0776-20-0674（24時間受付）

メール：gijicho@pref.fukui.lg.jp

4 ご意見の送付方法

- ・ 郵送、ファックス、電子メールで送付してください。
- ・ 郵送については、手話による意見を録画したDVDでも可能です。
- ・ 電話によるご意見は受け付けていませんのでご了承ください。

5 ご意見の送付に当たっての留意点

- ・ 次の内容を記載してください。
【住所、氏名、連絡先、手話利用の有無、条例骨子案のうちご意見の対象となる箇所】
- ・ 意見書（参考様式）をご利用ください。
- ・ 必要事項が記載されていれば、任意の様式でも可能です。

6 今後の予定

このパブリックコメントの結果等を踏まえ、議員提出条例検討会議において検討を行った後、平成30年2月定例会において条例案を提出する予定です。

担 当：議事調査課 調査法制グループ

TEL：0776-20-0610